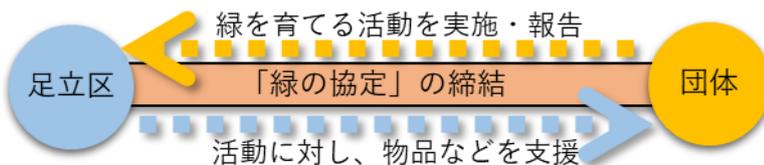


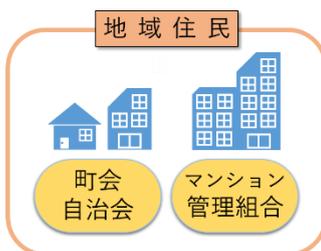
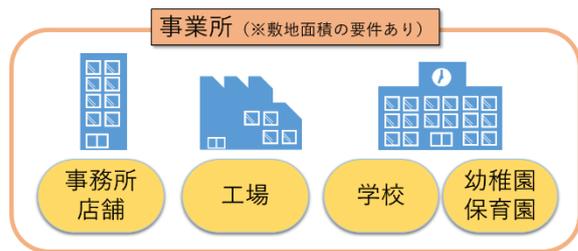
緑を育てる活動を支援します！（緑の協定）

この制度は、「足立区緑の保護育成条例」に基づき、一定の条件を満たす団体と足立区が、緑の育成に関する協定（以下、「緑の協定」）を結ぶものです。



協定を結んだ団体は、その団体が所有または管理する土地で、樹木や草花などの緑を育てます。区は、団体に対し、土や肥料、園芸道具などの活動に必要な物品を支給します。ぜひ、「緑の協定」を結び、みどり豊かなまちづくりを始めませんか？

どんな団体が協定を結べるの？



(1) 区内の事業所（事務所、店舗、工場、学校、幼稚園、保育園など）

(2) 区内の地域住民（町会、自治会、マンション管理組合など）

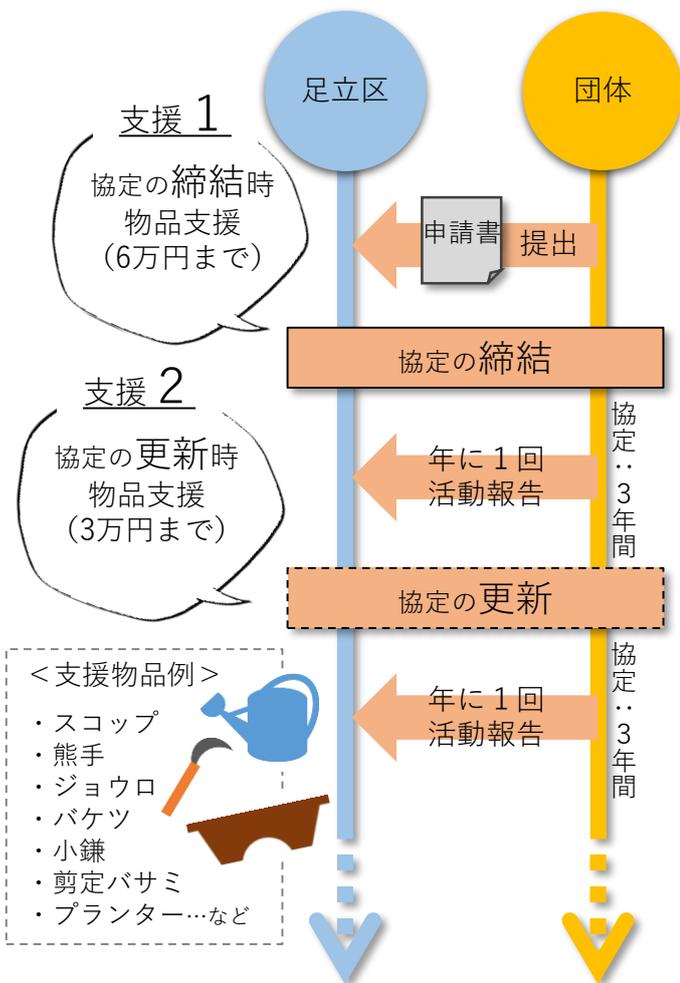
★令和6年6月1日現在、26団体が協定締結

（注1）継続的な活動ができる団体が対象（個人では協定を結べません）。（注2）事業所は、建物を除く敷地の面積が400㎡以上であるものに限る

どんな支援が受けられるの？

支援内容は、土や肥料、園芸道具などの活動に必要な物品の支給です。支給時期は、次の2つです。

- (1) 協定の締結時・・・計6万円までの範囲で支給
- (2) 協定の更新時・・・計3万円までの範囲で支給



活動の紹介

<町会の方々による花壇づくり>

- 近隣の通学見守り・あいさつ運動とともに実施
- チューリップ、ピオラ、菜の花などの花の手入れや草取り、水やり
- 地域のごみゼロ運動にも取り組む



お問い合わせ先

足立区 都市建設部 道路公園整備室
パークイノベーション推進課 みどり事業係
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
(足立区役所 本庁舎北館3階)

TEL : 03-3880-5919

FAX : 03-3880-5619

E-mail : midori@city.adachi.tokyo.jp